

令和4年7月25日招集

第7回 狹山市農業委員会総会議事録

狹山市農業委員会

令和4年第7回狭山市農業委員会総会

令和4年7月25日（月曜日） 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 狭山農業振興地域整備計画の変更について
 - (2) 議案第2号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
 - (3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) 農地あっせん台帳について
 - (3) その他
- 5 閉会 午後3時

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 小野田 敏 枝
4番 細 田 幸 司	5番 仲 川 知 範	6番 横 田 泰 宏
7番 小 口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸 口 秀 敏
10番 平 本 洋 章	11番 増 田 棟 順	12番 吉 田 博 幸
13番 渡 邊 隆 夫	14番 増 田 茂	

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	清 水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
奥 富 文 典	片 岡 弘 幸	齋 藤 孝 史	

(本日の欠席推進委員 1名) 高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩 田 光 弘 主幹 吉 澤 裕 二

事務局 定刻になりましたので、これより令和4年第7回狹山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・資料1 狹山農業振興地域整備計画の変更について
- ・資料2 総会議案書
- ・資料3 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料4 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料5 農地あっせん台帳
- ・令和4年 農地利用最適化活動活性化研修会の開催について
- ・冊子「のうねん」

となります。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第7回狹山市農業委員会総会となりますが、『狹山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長をお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございました。
それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第7回狹山市農業委員会総会を開催します。
なお、水富地区の高橋推進委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。
始めに『狹山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。
今回は、議席番号10番 平本委員と11番 増田棟順委員にお願いします。
これより議案の審議を行います。
議案第1号「狹山農業振興地域整備計画の変更について」を議案とします。
農業振興課の説明を求めます。

農業 資料 1
振興課 【狭山農業振興地域整備計画の変更について説明】

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を「他法令に抵触なければ支障なし」として回答してよろしいかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『他法令に抵触なければ支障なし』として回答します。
農業振興課の案件は終了しましたので、ここで、農業振興課は、退席します。
ご苦労様でした。
次に第7回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 資料2 総会議案書の表紙をめくっていただき、地区別許可申請等一覧をご覧ください。
農地法第4条の申請が水富地区で1件、5条の申請が入間川地区で3件、入曽地区で3件、奥富地区で2件、柏原地区で2件、水富地区で1件、併せて12件です。
農用地利用集積計画は、堀兼地区で2件となっております。

議長 ありがとうございます。
それでは、議案第2号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。
はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 雑草の繁っている農地が増えてきていますが、草刈りが行われているところもあります。また、利用権設定の対象者宅を訪問してきました。

議長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 全筆調査でいつも指摘されるような農地は、今年も草木が繁っている状況が見られましたので、見回りを継続していきたいと思います。

議長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 利用権設定の対象者宅を訪問し、あっせん台帳に記載の農地を確認してきました。気温の上昇と降水量も多いので、目につく農地が出てきました。これ以上放置すると手がつけられなくなることが予想される畑については、刈り払い機を使ってきれ

いにしてもらえように声をかけようと思っています。

議長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 堀向、上赤坂、原地区も、いったんはきれいになった畑に再び草が生えてきている状況が見られます。あっせん台帳に記載の農地で荒れたところもあるが、早めに地権者と面談をして、良い方向に向かえたらと思っています。

議長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 去年の全筆調査で荒れていた農地については、今年的全筆調査までには改善できるよう、声をかけていきたい思います。

議長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 あっせん台帳に記載の農地について、現地確認をしてきました。

議長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 近隣の農家から隣地の雑草について相談があり、見に行ったところ、セイタカアワダチソウが2メートルほど伸びていたのを、所有者の方にお話をしてきたところ、対応するということでした承いだけしました。

議長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。
各地区の推進委員におかれましては、引き続き、宜しくお願いいたします。
それでは、議案第2号「農用地利用集積計画」を議題とします。
議案第2号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 資料2 総会議案書の1ページをお願いします。
今回は、利用権の設定が2件5筆、地目はすべて「畑」で15,578㎡です。
詳細につきましては、総会議案書の2ページからとなります。

1件目

渡し人は堀兼にお住まいの方、受け人も同じく堀兼にお住まいの方です。
所在地は大字堀兼字芳野、外3筆、地目は畑、面積は12,046㎡、権利の種類は10年間の賃貸借権設定で、受け人は認定農業者となっています。

2件目

渡し人は1件目と同じ方、受け人は堀兼にお住まいの方です。
所在地は大字堀兼字芳野、地目は畑、面積は3,532㎡、権利の種類は10年間の賃貸借権設定で、受け人は認定農業者となっています。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。
質疑は無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものといたします。
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字笹井字八木、地目は畑、面積は79㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は自己用住宅の敷地拡張でプレハブ物置を設置する予定です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第4条第1項、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

増田棟順 議案番号4 整理番号1について審査結果を報告します。

委員 申請地は狭山市柏原字笹久保、地目は畑、面積は758㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市で食品業を営む法人です。転用目的は駐車場敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員 議案番号4 整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字笹井字八木前、地目は畑、面積は394㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市で墓地等の事業を行っている法人です。転

用目的は駐車場敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。
また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号4整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上奥富字中川原、地目は畑、合計面積は650㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市で建設事業を営む法人です。転用目的は資材置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

横田委員 議案番号4整理番号4について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字狭山、地目は畑、面積は800㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は日高市で土木工事業を営む法人です。転用目的は資材置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

横田委員 議案番号4整理番号5について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中原、外2筆、地目は畑、合計面積は463.93㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂 議案番号4整理番号6について審査結果を報告します。

委員 申請地は狭山市柏原字上澤、地目は畑、面積は265㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は作付中となっています。事業計画者は鶴ヶ島市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり

理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号4整理番号7について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字狭山、地目は畑、面積は406㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は川越市で土木建設工事業を営む法人です。転用目的は資材置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書7の朗読)

理由書7により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号8番について、担当委員の説明を求めます。

細田委員 議案番号4整理番号8について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字下奥富字稻荷上、外1筆、地目は畑、合計面積は263㎡です。
農地区分につきましては、
・10ha以上の集団性がある いいえ
・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
・インフラの整備が進んでいる いいえ
・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ
以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は狭山市で養殖事業を営む法人です。転用目的は出荷・荷受用荷捌き場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。
また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書8の朗読)

理由書8により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号9番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号4整理番号9について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字大字南入曽字北ノ前、地目は畑、面積は343㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書9の朗読)

理由書9により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号10番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号4整理番号10について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字大字南入曽字北ノ前、地目は畑、面積は499㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書10の朗読)

理由書10により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条、都市計画法第34条12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号11番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号4整理番号11について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字大字南入曽字北ノ前、地目は畑、面積は300㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は所沢市で資材販売事業を営む法人です。転用目的は資材置場です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書11の朗読)

理由書11により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。
次に、報告事項に移ります。
事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 資料5をご覧ください。
農地法第3条の3の規定による届出は9件67筆、地目「田」が2筆、合計面積598㎡、地目「畑」が61筆、合計面積89,626㎡、その他の地目が4筆、合計面積992㎡、全て相続による届出で、あっせんの希望はございません。
次に農地法第4条の規定による届出は4件8筆、地目「田」が4筆、合計面積507.34㎡、地目「畑」が4筆、合計面積848㎡、転用目的は駐車場敷地が3件、住宅敷地が1件です。
次に農地法第5条の規定による届出は2件2筆で、合計面積が626㎡、地目は「畑」、転用目的は2件ともに住宅敷地です。
次に、公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は、1件1筆です。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明をお願いします。

事務局 【資料5「農地あっせん台帳」について説明】

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
その他について、委員から何かありますか。
無いようですので、これをもちまして、第7回狭山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。